

能登半島における広域道路ネットワーク検討会

設立趣意書

令和6年能登半島地震では、三方を海に囲まれた山岳地形であり道路ネットワークが限られている能登半島において、道路啓開を含む復旧や被災地支援活動のアクセスルートとなるべき能越自動車道やのと里山海道、国道249号等の幹線道路に甚大な被害が発生した。また、地震動による直接的な被害の他、土砂災害などの複合的な災害が内陸・沿岸部の広域で発生したことにより、ライフライン等の寸断や集落の孤立等が多く発生したが、緊急輸送道路の寸断により被災の実相把握に時間を要するとともに復旧作業が遅延する等、耐震性や復旧性を含め災害時に機能する道路ネットワークのあり方について多くの課題が顕在化することとなった。

能登半島地震における教訓を踏まえ、石川県では能登半島地震から創造的復興を目指すために令和6年6月に「石川県創造的復興プラン」が策定したほか、国土交通省では、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会において、能登半島地震における災害対応から得られた教訓を踏まえ、今後の道路行政が取り組むべき方向を「令和6年度能登半島地震を踏まえた緊急提言」としてとりまとめたところである。また、被災した各市町において復興計画策定に向けた検討が進められているところである。

今般の状況を受け、国・県等が連携して検討体制を整え、地域の復興計画等の実現に向け、ネットワークの階層に応じた道路のサービスレベルの確保とネットワークの機能強化等に関する検討を行う「能登半島における広域道路ネットワーク検討会」を設置するものである。

令和6年12月23日